

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年4月1日

いなべ市長 日沖 靖

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
楚里地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成26年11月7日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
個人 2経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
なし
- 6 地域農業の将来のあり方  
集落の中心となる農業者に集落の農地を集積され、残りを意欲ある組合員が補完するという形で水田営農システムを構築する。